

(様式 1)

化粧品証明書発給申請書

事 項	☐ 1. 製造販売業又は製造業に関する証明 (様式 2—1 又は様式 2—2) ☐ 2. 製造(輸入)及び販売に関する証明(様式 3) ☐ 3. 製造(輸入)に関する証明(様式 4—1 又は様式 4—2)
品 目 (製 品) 名	
製 造 所 等 の 名 称	
製 造 所 等 の 所 在 地	
証明書提出先国等(部数)	
備 考	

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

年 月 日

住所：(法人にあつては、主たる事業所の所在地)
氏名：(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働省医薬・生活衛生局〇〇〇課長 殿

(注意)

1. 用紙の大きさは、A4 とすること。
2. この申請書は、正本 1 通提出すること。
3. 書式は、ワープロ等を用いて作成すること。
4. 事項欄には、該当する証明事項にレ印を付けること。
5. 品目(製品)名欄には、該当する名称を記載し、輸出用名称を()を付して添記すること。なお、事項欄の 1 に該当する場合は記載を要しないこと。
6. 製造所等の名称欄及び製造所等の所在地欄には、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の名称及び所在地又は製造所の名称及び所在地を記載すること。
7. 証明書提出先国等欄には、該当する証明事項ごとに証明書提出先国等を記載すること。証明書を 2 通以上必要とする場合においては、提出先国等ごとの通数を記載すること。
8. 備考欄には、国からの証明が必要となる理由を記載すること。
9. 課名は、製造販売業者に関する証明(様式 2—1)を申請する場合は「医薬安全対策」と、それ以外の場合は「医薬品審査管理」と記載すること。
10. 本申請書には、発給を申請する証明書用紙を添付すること。証明書用紙は原則として正副 2 通とするが、同一国に証明書を 2 通以上必要とする場合には必要な枚数の正本及び副本 1 部を添付すること。
なお、備考欄に 2 通以上必要とする理由を記載すること。

(様式 2 - 1)

証 明 書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第 12 条第 1 項の規定により許可された化粧品製造販売業者であることを証明します。

製造販売業者名(又は主たる機能を有する事務所の名称)：

所在地：

許可番号：

厚生 第 号
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

(Form No.2-1)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is a cosmetic marketing authorization holder licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 12 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of the Marketing Authorization Holder:

(or Name of the Office for General Marketing Manager)

Address:

Licence Number:

No.

TOKYO, date

(医薬安全対策課長名)

Director, Pharmaceutical Safety Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 2 - 2)

証 明 書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあつては、名称))、(製造業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第 13 条第 1 項(法第 13 条の 2 の 2 第 1 項)の規定により許可(登録)された化粧品製造業者であることを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

許可(登録)番号：

厚 薬 生 第 号
 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.2-2)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that (Name of the Manufacturer),(Address) is a cosmetic manufacturer licensed (registered) in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13 (Paragraph 1, Article 13-2-2) of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Licence (Registration) Number:

No.

TOKYO, date

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 3)

証 明 書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地))によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名：

厚生 第 号
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.3)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following cosmetic product(s) marketed by (Name of the Marketing Approval Holder),(Address) is(are) manufactured(imported) under our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan and is(are) allowed to be sold in Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 4－1)

証 明 書

日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあつては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

厚生 第 号
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.4-1)

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following cosmetic product(s) exported by (Name of the Marketing Approval Holder),(Address) is(are) manufactured(imported) under our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式 4－2)

証 明 書

日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造(輸入)された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

厚生 第 号
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.4-2)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
GOVERNMENT OF JAPAN
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

CERTIFICATE

It is hereby certified that the following cosmetic product(s) manufactured (imported) by (Name of the Manufacturer), (Address) is(are) manufactured(imported) under our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare